



事務連絡
令和2年10月30日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について」の訂正について

医療行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般発出いたしました「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について」（令和2年10月6日付け薬生監麻発1006第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）（以下「課長通知」という。）について、下記のとおり誤りがありました。

大変御迷惑をおかけいたしますが、本事務連絡別添に差し替えを御願ひ申し上げます。

当該課長通知の訂正につきまして、貴会会員への周知につき御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

正	誤
課長通知 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について	課長通知 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の <u>一部</u> の施行について
課長通知の別添 第4 留意事項 (3) 上記第 <u>2</u> (1)又は(2)の変更届出書及び新たな役員の診断書に加え、変更後の担当役員の業務分担を示す組織図及び登記の謄本を添えて提出することが望ましいこと。	課長通知の別添 第4 留意事項 (3) 上記第 <u>1</u> (1)又は(2)の変更届出書及び新たな役員の診断書に加え、変更後の担当役員の業務分担を示す組織図及び登記の謄本を添えて提出することが望ましいこと。

※下線部が訂正箇所

以上